



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.2.15 No. 3944

国交回復に個人労働千葉

二月一日、動労千葉第十一号に
関して千葉支社と団体交渉を行
なった。

「動労千葉第十一号」は、こ
の間の諸案件事項である「不当労
働行為」に対する地労委命令の履
行、強制配転者の運転職場への復
帰、六十才まで働ける労働条件の
整備などを中心に申し入れを行い、
解決を求めてきたものである。し
かし、JR千葉支社の対応は、具
体的な根拠をも明らかにせず、こ
の間の回答を繰り返すのみであっ
た。

不当労働行為は
行なっていない
と開き直る。

この間、清算事業団事件をはじめ
千葉地労委から会社側に対して
命令が発せられている。地労委命
令のすみやかな履行を求めたこと
に対し、会社側は、「会社の主張
が受け入れられていない命令につ
いては到底承服出来ないものであ
り、受け入れることは出来ない」と、
この間の回答を繰り返した。

組合 会社の強権的な労務政策
が労使紛争を拡大している。労
使で解決する姿勢が必要である
会社 本社の考え方であり、そ
の主張に従っているものである。

組合 十二月二十四日、中労委
から命令が出されたことに対し
会社はどのように受けとめてい
るのか？

会社 中労委から北海道・貨物会
社に対して命令が出されたこと
は、承知しているが、会社とし
ては、JRと国鉄は違うという
ことであり、納得出来ない。

不当な差別は、
直ちに止めよ

また、強制配転者の復帰と運転
士資格者の登用を求めたのに対し
会社は、「『任用の基準』に基づ
き行なっているところである。」
と、この間の回答を変えず、具体
的な根拠を示さず、不誠実な対応
に終始した。

組合 一月末に、新たに運転士
の要請計画を明らかにしており、
現在の需給からしても、すみや
かに運転士登用を行なうべきで
ある。

会社 個別に判断するものである。
組合 運転士の希望があるから、
試験を受けている。他からみて
も不公平であると思っ
ていて、発令待ちの者はどうなるの
か？JR後の取得者は全員登用
している。

会社 資格取得と登用は別問題
である。

列車設定は、効
率と収益の強化
が前提？

組合 「十二月ダイヤ改」で列車が
削減となり、利用者が大幅に不
便になり、生活がなりたいた者も
いる。次期ダイヤ改訂時に復活す
べきである。

会社 利用実績の低い列車を見
直しにより、効率的な輸送体系
の構築、収益力の強化を図った
ものであり、今後利用状況及
び利用実績を考慮していく考え
である。

組合 公共性の強い鉄道輸送では、
地域住民の足を守り、生活基盤
を破壊するような列車削減は問
違である。

会社 社員の労働条件の改善と効
率化で会社を維持していくか
あり、限られた輸送体系を念頭
において行なっているところ
である。

六十才まで働け
る労働条件整備
の要求に誠意を
示さず！

「十二月ダイヤ改」で外勤・計画
業務に対し、要員削減を行い、本
線に担務変えを行なったことは、
人間性を無視したものであり、や
めるべきである。

会社 外勤・計画担当から本線運
転担当への担務変更は、充分な
教育・訓練を実施したうえで
行なっているところである。

組合 本線乗務は、変則勤務であ
り、肉体的、精神的に大変な負
担が強いとされている。高齢者対
策をきちんとすべきである。会
社 会社の運営上、やむを得ない
場合もある。すべて、本線にの
れる資格、適正を持っている者
の中から充分本線に乗れるとの
判断から充分な訓練を行なっ
ている。

「構内業務の外
注化」について
は、今後検討す
る

組合 六十才まで働ける労働条件
の確立、検修関係の技術力を系
統的に要請・確保する視点から、
「構内業務の部外委託」施策を
行なわないこと。

会社 構内入れ換え業務の部外委
託については、現在、本段階
で協議中である。今後、千葉支
社としては、協議経過を踏まえ、
検討することとなる。

組合 千葉支社として、現在検討
中の箇所等があるのか？
会社 現在は、白紙の状況であり、
検討中のものはない。

組合 現在、「高齢者の研修」は、
休職制度、退職金や出向先は厳
しいだけを強調するだけで、早
期退職を強要するだけになって
いる。出向先の箇所、内容など
を説明して不安をおおることは
やめるべきである。

会社 五十五才出向となる制度で
あり、選択が出来るように説明
しているものである。しかし、
今後意見を踏まえ検討してい
きたい。

社員研修
13時～
観光物産センター